

第2回岡山県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年10月3日（金）午後2時55分～

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

3 出席者 公益代表委員 片山 裕之
富永 優子
西田 和弘

労働者代表委員 奥山 優一
小橋 政次
宮森 志信

使用者代表委員 石黒 和之
久山 卓也
向谷 隆

事務局 労働基準部長 政木 隆一
賃金室長 黒田 和美
賃金指導官 中本 弘一
監察監督官 諏訪 雅浩
労災補償監察官 木村 弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第2回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはありませんでした。

まず、定足数について報告いたします。

本日は委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

(1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

(2) 今後の審議日程について

(3) その他

でございます。

それでは部会長、よろしくお願ひします。

片山部会長

それでは、第2回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

初めに、本日の専門部会は、公労使が揃う全体会議は公開として開催しています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんのがんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開といたします。

まず、付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から御報告をお願いいたします。

黒田室長

他部会の状況を報告します。

鉄鋼業、耐火物製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、電気機械器具製造業、一般機械器具製造業、こちらの部会につきましては、必要性ありで結審しております。各種商品小売業につきましては必要性なしで結審しております。以上です。

片山部会長

それでは、付議事項に入ることといたします。

まず、自動車・同附属品製造業最低賃金の改定決定の必要性の有無についてですが、前回、労使それぞれから基本的な考え方をお聞きしました。

結論としては、労働者側からは必要性があるとの御意見でした。一方で、使用者側からは必要性はないという御意見でした。

労使委員の皆様、前回の基本的な考え方には何か補足等はございませんか。

(特になし)

では、本日の進め方ですが、全体会議で議論を継続するのか、それとも、労使協議を行うか、いかがいたしましょうか。

労働者側委員 全体会議をさせていただければと思います。

片山部会長 全体会議でそれぞれの意見を言われるということですか。

労働者側委員 そうですね、もうその段階でいいのではないかと思いますが。

片山部会長 打合せはどうされますか。

使用者側委員 打合せを 10 分ほどお願いします。

片山部会長 分かりました。

では、それぞれ打合せということで、3時10分まで打合せをしていただいて、その後再開させていただきたいと思います。

労使それぞれから考え方をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

片山部会長 全体会議を再開します。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後、使用者側委員にお願いいたします。

それでは、労側の代表の方にお願いします。

労働者側委員 前回述べさせていただいたとおりで、必要性は確保していただきたいと思っています。

資料の方を見ますと、自動車産業が若干、生産台数も上がってきて回復基調にあるという表現もありますが、実際に自動車の販売状況は非常に低調であるというところも見て取れますので、労側の受け止めとしては、自動車産業が元気があるかというと正直そうでもなく、今の状況はそうなんだろうなと思っています。

三菱自動車も、今年の見込みでは昨年よりも生産台数は増えている状況にありますが、ただ、関税等の影響も大きいという

ことで利益は出てこないというのが現状です。

生産現場を見ると人が辞めていく状況も見て取れますので、そういうところからすると、非常に厳しい状況だと我々も認識しています。

とは言え、人の必要性、人材不足というのは我々だけではなく、部品メーカーも同じ状況で、今、昨年の優位性をそのまま確保するのは非常に難しいと思いますが、一方で、現状の優位性は確保していただきたいと思っています。必要性はありと御理解をいただければと思います。

労働者側委員

先日の特定最賃部会を終えまして、今回このような場で互いの思いや意見を聞けて良かったと思っております。

確かに現在の生産状況、販売状況を見ますと、特賃の必要性について少なからず考えさせられる時期になっているのではというところも感じました。特に地賃の上昇が急激な上がり幅になっているため、特賃の必要性の有無以前に、最賃ベースに納得していくのがいいのではと頭をよぎった部分もありました。

しかし、すそ野の広い自動車産業においては、より高い優位性を確保することが必要ではないでしょうか。日本経済を支える重要な産業と位置付けることが、日本経済の発展にもつながり、日本国民が豊かな生活を送ることができると考えています。

よって、自動車・同附属品製造業の存続のためにも特定最賃の必要性はありますと考えています。

しかしながら、中小企業に目を向けると物価や人件費の高騰で業績が振るわない状況も目の当たりにしています。これは中小企業ではなく、メーカーにとっても同じことが言えるのではないでしょうか。

先ほど委員からもありましたように、資料4の2ページにある生産活動の欄に「緩やかに持ち直しつつある」とされています。その中の項目を見ると、「自動車で生産量が順調なことから増加している。」とされています。しかし、資料編の2ページの「乗用車販売」を見ると、下がり傾向が見て取れます。

以上のことから、企業価値を失えば人の流出を止めることができなくなり、存続も危ぶまれ、危機感を抱くことにもなりかねません。ですので、優位性は維持していくべきではないかと思っています。以上です。

片山部会長

ありがとうございます。

ほかに補足等はありませんか。

労働者側委員 以上になります。

片山会長 ありがとうございました。
それでは、使側の代表の方からお願ひします。

使用者側委員 それでは、意見を述べさせていただきます。

前回も申し上げましたけれども、県最賃が毎年このように大幅に上昇する中で、地賃が特定最賃の役割の代わりになる、又は、役割を終える時期に来たのではないかというふうに考えています。

また、米国の関税の影響が今後心配される中、特にその影響が大きいと思われる自動車及び自動車部品の特定最賃は、今年は特に慎重に考えるべきではないかというふうにも思います。

そういうことで、前回は必要性なしというお話をしましたが、急に今の優位性を0にするというのも問題かなという気がしております。労側委員が言われるよう、今の優位性を保つとかそういうことを前提とした必要性ありの議論には同意できないなと思っております。必要性ありの議論をするにしても、今後の短い数年、1、2年の間で、この優位性が県最賃に統合されるようなイメージでの議論なら今後もしていけるのかなというふうに考えています。

片山会長 とすると、いろいろ前提はあるけれども、結論としてはありとということでしょうか。

使用者側委員 そうですね、あります。
それで、今後議論をしていく中で、金額については慎重に考えていきたいということです。

片山会長 補足等はよろしいでしょうか。

使用者側委員 はい。

片山会長 ありがとうございます。

では、今、言われた御意見は金額審議の中でも反映させて、労使のイニシアティブで協議いただけたらと思っております。

では、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定の必要性の有無につきましては、労使委員の皆さんに真摯に御審議いただき、双方から結論として必要性ありとのお話をいただき、

結論を得ることができました。

それでは、この結論を会長あてに報告したいと思いますので、事務局で報告文の案を御準備ください。

(事務局、報告文（案）を各委員に配布)

片山会長 では、事務局で報告文（案）を読み上げてください。

黒田室長 それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

(報告文（案）読み上げ)

片山会長 ただ今の（案）のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山会長 本年8月4日の第514回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」とこととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文（案）を用意してください。

(事務局、答申文（案）を各委員に配布)

片山会長 では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

黒田室長 それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

(答申文（案）読み上げ)

片山会長 ただ今の（案）のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山会長 では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第45号になります。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)

黒田室長

ただ今、答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働基準部長より御挨拶申し上げます。

政木部長

2回にわたり必要性の審議をいただきありがとうございました。次回から金額審議となりますけれども、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします

片山部会長

お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただき、本日答申することができました。

本日の審議はここまでとしまして、次回以降の金額審議につきましては労使より金額提示をいただきたいと思います。

次に、付議事項（2）「今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

黒田室長

先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を3週間とし、10月24日金曜日までとなります。

今後の審議日程につきましては、第3回を11月11日火曜日10時から予定しております。委員の皆様には改めて通知を差し上げます。

次の専門部会は、最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会になります。よろしくお願ひします。

片山部会長

次に、付議事項（3）「その他」ですが、事務局から何かござりますでしょうか。

黒田室長

特にございません。

片山部会長

これを持ちまして、第2回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦労様でした。